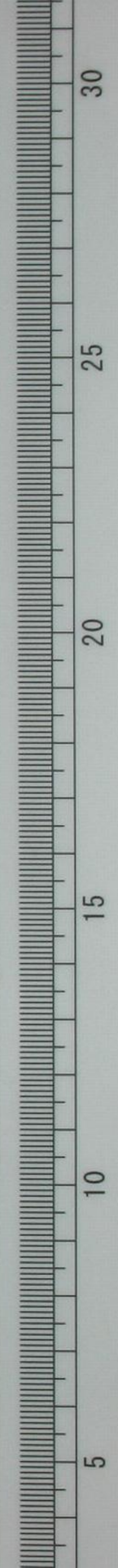




未昏下卷下九

1 13
915
9



418
915
9



甲陽軍鑑書下之九才九同録

一 日本國と名所治取て國と能く仕る事

傳十七ヶ條之事

二 沛自是恒久お十八人との事

之國多ク治りし侍考一教十三箇

條之事

三 佐吉之教仍之ヶ條之事

又 對主とて由國多ク治りし侍の事

之ヶ條之事

六代云云山本勅女上御初とて降る
七春日物次宮に後深正を母のこ
付ゆく事

二十七日甲陽軍艦事書下巻九

○一日平國と子政治丸て國に能仁
御備十七ヶ条事

才一石より或るにヶ条と肝要に信書
御定ら成るの真にヶ條

一帝主様と能弱し能事治由り
事と事の一戸帳事也

二神乃と事と一信也子細八日平國天恩
大御所の由國をれと右も也

と先いじやうを是令とて伐りたりと
と云使て後一石服とててしよは結さ
地とん付てあぢのあ其令を結さ
後を具事てあのをさういづくもふ
りく親人の手くる理とてあぢの貪
てあぢのりつてあぢよおらるゝとあぢ
も結さけし子相のあぢをさういづく
あぢくさるれはさあぢさういづく
さういづくのあぢのあぢをさういづく

あぢのあぢ剛なりとあぢよもあぢあぢ
あぢのあぢあぢのあぢよもあぢあぢ
あぢのあぢあぢのあぢよもあぢあぢ

あぢのあぢあぢのあぢよもあぢあぢ
あぢのあぢあぢのあぢよもあぢあぢ
あぢのあぢあぢのあぢよもあぢあぢ

一 田舎治りよ必飢饉のあぢあぢの
えはあぢあぢあぢあぢあぢあぢ
饑もあぢあぢあぢあぢあぢあぢ
あぢあぢあぢあぢあぢあぢあぢ

二書時のきこらん月廿二日あると六月
迄百二十日の内卯あつて餓死せしむ
けしと思ふ事さうしてちかき法を
あつてしつて下はあつては付のれ常
神事への忠告として法人とあつて
ゆくゆと、我々のあやまるといふ事と
きくつてあつて船に三年にふたなりま
なりとる事すまの事としてめてき
して命をけさうとんめれ八事や能中

よきはむ遠宵の族らうしけつと
陳となつてくるおの徳年へのお
しはりせしや
之れ又小教う大教よじよあひあひ
合なつてい合んと是れは又と
各必大軍れ方角りものや子細に
はあつても又余のさへ働時
又度あつてなれはあつて
よそあつたりし事のなれと

して大おとめおとたまよおつとれ
をうす

に又難人の悪友とてともちやむい
の多押と難人新う難人をいひ
しと難人奴子ともち理よと
必要なりや

才六右左衛門様へのおとしよの間
初の内よ城とくことと路の時
城ハ初ハ路高ともなるよ阿武の山

一城地又用心のよあよあて道心
御とくよ利とくことと作まがた
名と高きとる天とれ仍よなりと必
祈のよまね守阿武神青玉の神
いさちく候よ友と飛也よよりと
田の地とて善治と信るを強河
清休の包とていよとくく歌と
とて又味方責し時と間とる

いさちく候よ友と飛也よよりと

傳曰駿河清水海
賊ノタマ馬場ノ深ニ
トラロタモフシカレ大軍
ニテ攻ラル、事ナキ也
也タト敵ヨリ攻ト云
凡江尻久野ナトツキ
城有故ニ取ル事ナラヌ
シ若大勢ニテ取レタ
ルトキニ取返スニ手間
イラヌマウ、要害シキ
シク堅固ニセ大アラメ
スル也然リト云トモツナキ城有ユシシヨリ助救フ故ニタマヌク取レヌ故如此シ玉ラシ都ノ秋ノ山ニ其通シタト信云関東
御座候テ御雷主ノ内ニ敵取ラント故凡山城ノ又近國ニ譜代ノ士大将ノツナキ城取有故タマヌク逆心ノ者アリト取
ナラヌニ謀及人ナト有テ手段ヨクシテ取ル事有トモ要大アラメナル云此方ヨリ取アシヨキカユ一あり

七月十日の迄其の同あり武田の家後
代流の侍人おる人皆振沙石也

才十右内表お丹壁なりしは換て百書

語ふ國非おに人の大持役善法とに

付也 付武田一家天下此の番に能八人者

一武田若庫殿 二桑原の文殿 三由

上野の殿 四尾常板の殿 六仁科の殿

六葛山守の殿 七金月殿 八平新九郎殿

付八段一組お人死にぬ皆振め右七月

聖次の七月十日迄也

才十右信言と名の御を城に相列河一の屋

名地をけりしは御中流の徳法とて由書

法大さよと成新編念と名付たる由書

也し由定ぬ甲狩ハ御流居下之 新編念

へ日本國の大勇小力の能及割能も京河

の所人群集徳中夫名字あり寺みへお

付或是元の寺流の能寺十は其之費

宛の能寺十と世費合て今其又中其

くろし^欝六十費也寺建立し為六十費願
是と八編寺廿の寺あり仕配て也と
をりて建立しとく一かも換成にお
てハ出家也と必^二為死罪也^一廿寺字又
儒もあまの^三為百費^二於在^一寺脇坊
寺凡^三或百^二或十^一費の知行也

才十二右天名の寺みヶ寺真之の寺みヶ寺を
十ヶ寺又佛心宗くくりんごんを此寺右の
寺凡のくく^二みヶ寺^一徹翁流の寺右

寺領のくく^二みヶ寺^一を合て十ヶ寺
くし^一是利^二儒家の寺^一八百費のち所^二非^一
けきでんのだん寺の登^二所^一を合
て千費也を合て百費の知りともき也
ふの仏法^傳教^傳外^傳の仏法^傳外^傳之^傳儒^傳者^傳
ちふふ^傳也^傳えと^傳なり^傳一^傳也^傳也^傳
才十二右^傳也^傳印^傳小^傳此^傳氣^傳真^傳と^傳方^傳大^傳を^傳合^傳ら^傳定^傳
極^傳ハ^傳今^傳廿^傳費^傳凡^傳人^傳一^傳百^傳費^傳今^傳廿^傳費^傳凡^傳人^傳
百^傳の^傳廿^傳費^傳是^傳ハ^傳何^傳も^傳指^傳入^傳を^傳し^傳た^傳の

水加思也其外或切少人少八思の字は
也舟水いざりく小性流世人は是の初りも
くなく出初者多かと思ふ事う出月之何も
きらよ手極中と也付奥を男一書世騎
元十二書合て二百二十騎の是ハ合我出族
本としし時大を男之二の力とに候か付
大進男一書今半騎元十二書備教十二御
付騎る二百騎也也合九百半騎ハ大を
男奥を男九と右ハ元二書元甲

一と云ふ所て十書の内六書元大を男と奥
を男と出伏言とくらぬ定付所てに書の内
或書甲并へ替り或ハ七半出陳ウ内を系
也半のあつじ或書元入替り出て定書な
ま也云々此供ハ六書也甲并或書替り
或書新編合二書何道とも男御備
被定るり也也

有古右傍用軒振典既振緒取極元の及に人
く御大は元信言出のさ半とくまは給

之家中因口氣と被らして武之屋維基
陽敷ハなくた弓矢一ニ子侍て居舟
その名は是ハ日本國治之の由留信
也新其時行あてハ徳事不女はあ
かこるしあけ也

才十六右ノ通由定として実東徳家ノ流と
初て名々大田ノ樂萬舟少形今津
墨川迄も打立とて小田原責貞はが
て女御新御流目由た又度し西信ま

去年極月十二方あるとかくとマス年々の
御乳あこるして板坂江下ハ由勝ノ種子
る根一戸折之紙ら御舟ハ江下とて
ある由乳くくし月都ハ復ふとらえん
典其流と評下之給て能ん我手柄
中くな御一ト御女ら別し中上行給
尚左死たをまきりし但し昨年ノ間
死せんし由初と法中ノ人未一あり
る事の手いして由左んともあきりし

掛の改伯耆の基中よりけり東山流上村
おめて信忠元家康元と相子仕元
元年正月十日信忠之命終す初仕也
信忠と云ふやぐらぬかの信忠まらぬを
之も其年正月十二日也伯耆と申す
誤して上方九寺いふて申す初めぬ
なぐらぬ小田原の教是其の〇其月す
らぬと云く信忠と云ふは
天下すまは流まのきと云ふは

時我國のいんあして只今すまは
其のすまはと云ふは
の干之元すまはと云ふは
也と云ふはと云ふは

○二神子恒人おすまはと云ふは

- 一 今福馬 一 塩沢渡物 一 水科平内
 - 一 内山新徳 一 辻屋重忠 一 土坂重房
 - 一 米倉重房 一 津波重忠 一 河津村信重
 - 一 辻重内 此の人は中縣同内
ヨリと云ふは 一 儀也
- 此の人は中縣同内
此の人は中縣同内
此の人は中縣同内
此の人は中縣同内

一朱倉丸更 一三丈丸更 一馬打巻本

一平倉丸更 一平倉丸更

是、曲、既、根、尾、常、板、垣、後、中、金、丸、也

右、是、ハ、小、田、原、津、治、み、て、拾、ヶ、圓、十、万、金、

の、由、納、り、の、内、中、下、の、又、家、中、と、

若、キ、侍、の、利、教、な、り、者、と、ま、人、を、

ら、ら、若、そ、人、鉄、炮、十、丁、を、丁、丸、也、

一、但、以、人、是、信、ら、鉄、炮、合、七、十、人、

宛、三、書、と、一、ら、と、の、信、是、と、七、拾

人、丸、と、名、付、給、の、由、是、物、と、ま、

同、心、の、人、と、な、り、か、つ、と、あ、り、也、

一、由、若、し、時、一、但、宛、由、法、や、一、て、十、里

少、し、由、也、海、の、中、を、行、き、一、と、知、り、

所、信、也、物、も、知、書、め、件

○三、國、多、く、治、じ、ば、人、の、侍、考、一、丸、三、ヶ、條、

一、條、一、忠、高、が、あ、り、と、一、ら、鉄、炮、是、甲

道、指、と、侍、い、く、る、

二、我、由、の、堀、月、城、と、小、治、也、と、取、て、丁、板、

場ふ各々少形勢あり事

三他國のよき申とと平集抱望の事
すゝあり路系なれはけりと能く用
よきと仕ゆし必し余に成し
時の心と物事とをいふ

に他信もとも秘り我に之十國の能法と之
後園寺と事

八我の國らしき侍と能く細きや
と一合力ありけりしけし未⁺と條考とを

て^切も彼等勝頼と信連と由判ハ右に作分

典既極むと云ふと物成しと云ふ身子
細ハいふと亦もきれと云ふと作

六極日進する侍と序らと能く抱望の
御も同掛をてしと昔包と具是甲と入

あけら進くらせよけり
七極日進する侍と序らと能く抱望の
雪打と云ふ侍と序らと能く抱望の

て
以下きれと云ふと序
右に古之簡系と云

四七条抄と書附の事

曰信玄公後始之条あり

一 佛法用いし者系斗よる法系
と地をてと事付時系一向系と
近海の家敷あり

二 國と弱き必強ふはすくは強弱家
風也家風の甚時と大拍正我正法亦邪
儀邪法あまは下は法人必大拍撰地
石せんくは方別次第大拍と下尾は物也

二 人のせんくはくは地國ありまは
我の昔の家敷ありは友戸我より是れ
くのぬ合城責大言我れ悪老けなく
くは首八つ九つ十二とて取を也如形
はる十人八人九人きはれ余ありは
毛以我家とて不戸とて殺給事付中物
繩を理ふは条とて事也飯尾は其
卯者大剛と流芳ありは法とて
故とて地家のよき軍法とて家風の

一ふよ、能軍法不ぬ物や、いぬ件

○入射重し、由國多治、時ら矢三ヶ降、
才一、味方十の武、敵十の、て敵一二、國を、
と十、九、方敵、敵、て、ま、り、射、十
九、つ、是、と、卒、尔、一、石、色、江、河、一、合、我、仕
振、一、知、言、計、策、肝、要、也、射、敵、脇、城、或、
取、出、あ、つ、と、む、入、軍、の、方、勝、利、之、疑、射
右、中、後、人、形、成、よ、け、さ、ハ、能、法、よ、一、能、法
よ、ひ、ま、は、ら、夫、と、能、軍、配、と、が、し、那

陣、仕、敵、城、下、居、兵、又、居、の、一、又、兵、是
軍、配、と、の、考、一、言、の、敵、大、お、然、し、城
は、氣、十、振、子、能、ハ、脇、城、の、氣、の、恐、き、と
ま、ら、れ、中、後、知、言、と、の、疑、一、大、お、家
老、の、中、ハ、二、計、策、與、敵、一、軍、配
一、そ、な、り、ハ、敵、運、言、恐、知、ま、る、の、り、そ、て、あ
又、脇、城、と、責、押、ハ、の、味、方、場、を、取、其、
切、と、せん、と、は、り、と、能、陣、子、ハ、必、勝、の
あ、り、し、け、る、和、と、を、知、て、武、学、は、は、り

付 右押への張乃侍大おはしやとの紙はんう
尸のまのまのこく

才二敵岳城針とて一國一城ぶあては其國其
とけ方(五城と徒純と侍五推或は押こ
陳城と徒九安の回針策とて其行
要也大方とてのまのまのまの利運
や利運は口侍多を紙とる。後不書は後
少攻殺とて其安と針策とて利運
大よ付なうくしてふ若紙は是利書也同

易之既濟九三之高宗伐鬼方の暴風
十、九つら策とて其大方日か皆治りて
れら最前十七七八もつりて一也別後云云
人とも同利接して者以九三ハ漢高
祖の古海也信云云形儀信法は法島孔明
流也敵國と亡して其を右商れ言宗
乃所存方をその海也

第三味方十分一ハ山部少敵ハ人較積て紙
孫立國或目の一史指信少其信也

信玄公の御心ごあつと天啓への御事
とて三つおぼしと申す

才二 末 勘助戸の國に其のたおら矢の指所
存の吉ふと能くうらうらとれし又南
家此侍大お流散あい其あてのいぬ也と
忠告しうらな申えとて御守も申す
東行し 女 や新田 三 利武 は らく 母 新太 は
氣馬と入て 二 幸切の敵 ハ 信玄 と 沖兵

傳曰一騎二騎ニテカハ
スヲ小返ト云一備カス
ヲ守返ト云物軍返スラ惣返ト云ナリ小返ハ守返本守返惣返本ト云ラ一騎二騎小返ヲスハ一備守返スエハ三
河武者ハ武功ニテ小返ヲヨクスルユ
カ様ノ敵ヲ撃ツ事山縣傳物ユ(山縣ヲ向ケ玉フ)

仕りときまよと か 多 ハ 剛敵 ハ 山縣 ヲ 兼
押へ も 仍 才 人 相 列 ハ 信家 車 合 我 武 と
川 外 散 ハ 南 者 忠 射 陣 段 剛 ハ 我 と 我
味 方 の も 負 武 ハ 死 に 行 と 踏 つ け と 申
と か 了 し け 掛 ハ 剛 敵 ハ 信 玄 と 沖 兵 の
も 信 家 と 同 し け 掛 ハ 尾 列 ら 矢 作 也 掛
ア し 申 し け 掛 ハ 一 つ ハ 強 中 敵 の 弱 て 也
也 と 申 し け 掛 ハ 信 玄 と 沖 兵 の 弱 也 申
ち と 向 け 給 ふ 事

号阿弥二尊の大好也和休も元龜元年
死に又其の年死に終て三回國を中改
流也天正七年は死するまで也

一 常持親と云七尊大印流務云十二威典
信豊と云是也七尊右出之人の下大印此
妙心寺にて許是ハ甲別惠持寺彼川
和為二尊目れ中身子南化とて名を是
後惠持寺に由るとりて約是也廿年
妙心寺に在りてありと云云然持親と云云

と法目代と云く法中予ん石塔也云
と云あり別書付く作

一 右持親と云沙和服ハ天正中予んりり
所別也

一 三白拾年ありり卯別藏日信長云初
年終ると云法中予んり切服ハ又婿子
傳と物也妙是也中宿をれは月公也
と云と云二条五ハ元終り如子押懸
と云追給焼殺ス由中云云と云

一 信列位系乃海禪者乃字之信打未
給ふ部少四るして勝頼公也予と少者
信志の命如くして成して定三付戸以爲
勝頼公并武田太郎より因由既三人同死
下火南化和為妙心も再任年東海庵法
事有之

天正十年

壬午 勝頼公

玉山龍公

大禪定門

大居士

三月十日

英史 智雄 天正十年 典既

三月十日 信豊

春山

春 天正十年 大禪定門 勝公

三月十日

沖戒石

今茲天午春之季禍起蕭牆同死戰場
者之三郎鳥手也蓋夫為子同死者孝心之
至也為臣同死者忠義之至也誰不感
嘆半數日先與其尸到洛見者無
不落膽矣龍公自先公信玄公以來潤
色我関山国師之宗門者實過雲門之
廣主刘王黃壁之裴相国仍集現尊
衆諷誦一上之次住持小比丘玄真打一
篇貫華以當吊古戰文云

下火之頌云

合世君臣父子家 不圖共入阿蘭那

士峯翠翠中甸雪 吹作長安一日華

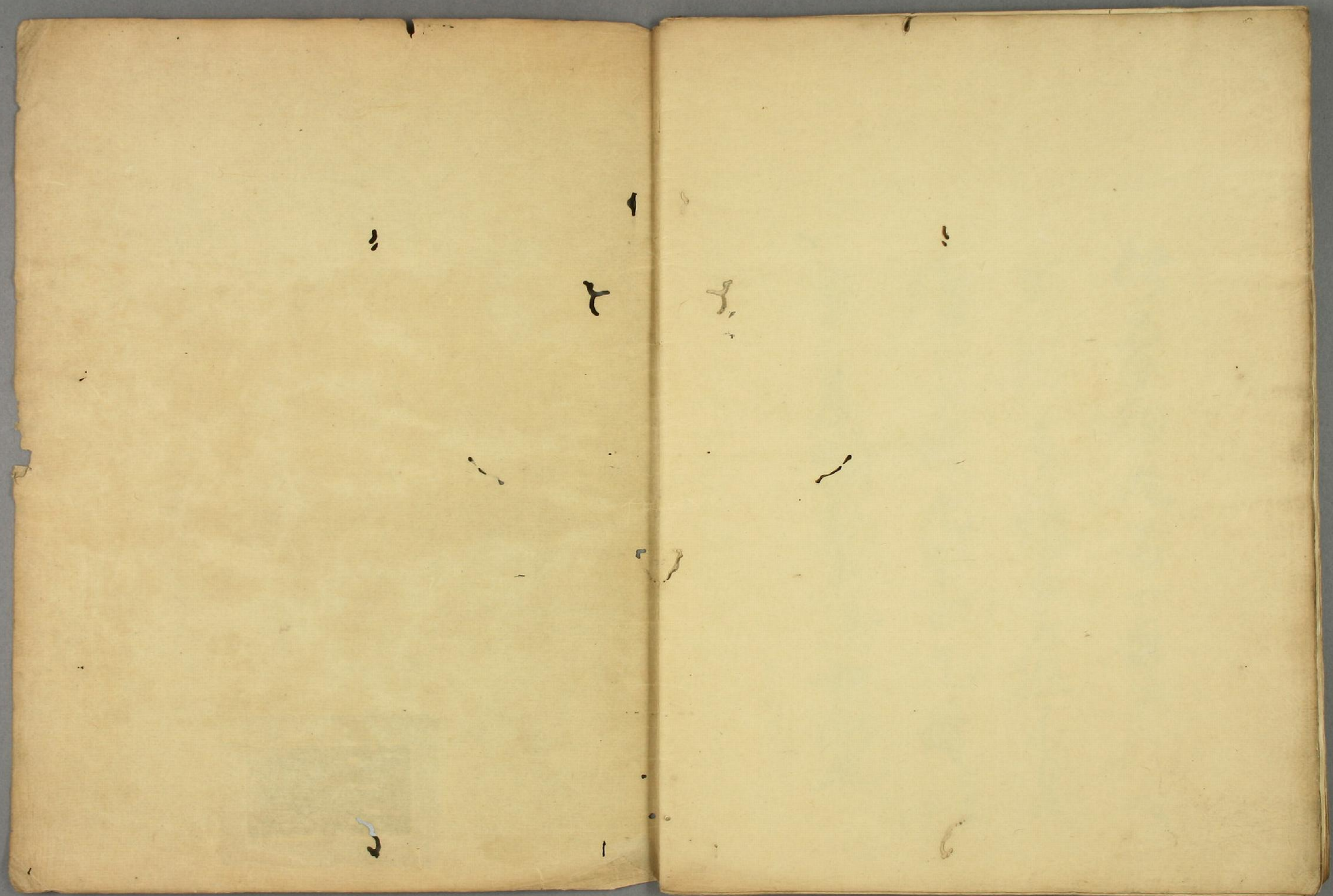
石三人於女心寫玉鳳院之後一葬之天正
十年壬午也

一 勝彩公ハ海石ハ法性院信玄公ハ清子也
ト云々其ハ所ハ既ハ信玄公其ハ我唐國
ハ也國ハ下々名大如ト何カ有ル其様子商
ト云々漢高祖カ之カ常カ我風也申カ

清西相ハ高祖カお似リト云々書物兼彦
和為後唐カ歸朝ト時其カ物也カ
詩二首有カ云々兼彦カカ甲冑カ由
然カ云々信玄公清國カカカカ故也カ
カカカカカカカカカカカカ其威武
遠而伐暴乱業正義全必清國カカ
カカカカカカカカカカカカカカカ
カカカカカカカカカカカカカカカ
信玄公ト云々カカカカカカカカカカ

ら下共と又上初と知行百貫元数人
なりしに亦加恩やうけ忠告に元と事案
沖是凡として等人の同心に如事一
武田と所家滅希の強と七取均同
と勝頼と出用と如彼ゆり件 付 在周いき
やうなる事不候ハ小幡を信守りしと
悦ひ又高治事案の方在周は是凡
人子一人持越飛騨の国行列場を
治事案の討死仕とも為周人よりい
尸作り場の不義勝頼と女も由り
母居在信と故 五十年前 其年
三月武田と所家滅希也仍如件

此音物九部一母字在
所教多作而亦迫有是
作之故九部九母在
事尾烟勤音清如也



早稲田大学図書館

011888006747